

高知県漁業自主調整促進協議会補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第11条 省略</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>補助事業が予定の期間に完了していない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。</u></p> <p>(4)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。</u></p> <p>第8条～第11条 省略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和11年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第4号及び第5号並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 省略</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第11条 省略</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>補助事業は、補助金の交付の決定を受けた年度内に完了させること。</u></p> <p>(4)～(7) 省略</p> <p>第8条～第11条 省略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第4号及び第5号並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 省略</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>

別表第1（第3条関係）

事業種目	事業細目	補助対象経費	補助率
漁業秩序の維持確立のために行う自主調整促進に関する事業	操業指導監督事業	事業実施に要する経費 (指導員報酬、監視船用船料、旅費等)	事業に要する経費の2分の1以内
	密漁等違反防止事業		
	啓発広報事業	事業実施に要する経費 (印刷製本費、消耗品等)	
	操業区域標識設置等事業	事業実施に要する経費 (役務費、報償費、消耗品等)	
	漁具被害等救済事業		
	紛争調停事業	事業実施に要する経費 (会場使用料、旅費等)	
	海底環境保全事業	事業実施に要する経費 (掃海用具作成費、用船料、環境負荷軽減漁具購入費等)	

別表第2（第5条－第7条関係）～別紙1 省略

別表第1（第3条関係）

事業種目	事業細目	補助対象経費	補助率
漁業秩序の維持確立のために行う自主調整促進に関する事業	操業指導監督事業	事業実施に要する経費 (指導員報酬、監視船用船料、旅費等)	事業に要する経費の2分の1以内
	密漁等違反防止事業		
	啓発広報事業	事業実施に要する経費 (印刷製本費、消耗品等)	
	操業区域標識設置等事業	事業実施に要する経費 (役務費、報償費、消耗品等)	
	漁具被害等救済事業		
	紛争調停事業	事業実施に要する経費 (会場使用料、旅費等)	

別表第2（第5条－第7条関係）～別紙1 省略